

開発許可申請手数料

規模(ha)	0.1未満	0.1以上 ～ 0.3未満	0.3以上 ～ 0.6未満	0.6以上 ～ 1.0未満	1.0以上 ～ 3.0未満	3.0以上 ～ 6.0未満	6.0以上 ～ 10.0未満	10.0以上	
自己の住宅の用に供する開発行為許可申請	13,000	39,000	76,000	149,000	225,000	305,000	370,000	497,000	
自己の業務の用に供する開発行為許可申請	21,000	51,000	113,000	204,000	340,000	457,000	567,000	795,000	
その他の開発行為許可申請	141,000	215,000	320,000	379,000	573,000	654,000	808,000	1,081,000	
開発行為変更許可申請	(ア) 設計変更 (イ) のみのものを除く)	自己住宅用 1,300	3,900	7,600	14,900	22,500	30,500	37,000	49,700
		自己業務用 2,100	5,100	11,300	20,400	34,000	45,700	56,700	79,500
		その他 14,100	21,500	32,000	37,900	57,300	65,400	80,800	108,100
	(イ) 新たな土地の編入に係る法第30条第1項1～4号の変更 (編入面積)	自己住宅用 13,000	39,000	76,000	149,000	225,000	305,000	370,000	497,000
		自己業務用 21,000	51,000	113,000	204,000	340,000	457,000	567,000	795,000
		その他 141,000	215,000	320,000	379,000	573,000	654,000	808,000	1,081,000
	(ウ) その他の変更	15,000							
	計	変更許可申請1件につき、(ア)、(イ)、(ウ)の合計額。 ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料額は1,081,000円とする。							

開発許可申請手数料

規模 (ha)	0.1未満	0.1以上 ~ 0.3未満	0.3以上 ~ 0.6未満	0.6以上 ~ 1.0未満	1.0以上 ~ 3.0未満	3.0以上 ~ 6.0未満	6.0以上 ~ 10.0未満	10.0以上
法第41条第2項 ただし書の特例 許可申請	55,000							
法第42条第1項 ただし書の建築 等の許可申請	39,000							
法第43条第1項 の建築等の許可 申請 (敷地面積)	10,000	27,000	53,000	76,000	122,000			
法第45条の地位 の承継の承認申請	自己の居住用住宅又は業務の用に供する目的で1ヘクタール未満 自己の業務の用に供する目的で1ヘクタール以上 その他							2,500 4,000 19,000
法第47条の開発 登録簿の写しの 交付申請	1通につき 700							
省令第60条の 規定に基づく証明 書の交付申請	1通につき 900							